

# 飯塚市飲食店応援金支給要綱

令和3年2月15日

飯塚市告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下における休業又は営業時間の短縮等により影響を受けた市内の飲食店に対し、事業の継続と雇用の維持を図ることを目的として飯塚市飲食店応援金(以下単に「応援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 応援金の支給を受けることができる者は、令和3年2月7日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に施設(別表に掲げる対象施設であって、福岡県知事の要請に応じ営業時間の短縮を行ったものに限る。以下同じ。)を有する者

(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定により食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている者

(3) 現に福岡県感染拡大防止協力金の支給を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、応援金の支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっているもの

(3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任しているもの

イ 暴力団員が実質的に運営しているもの

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているもの

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているもの

(応援金の額)

第3条 市は、基準日において次の各号に掲げる数の従業員(パート、アルバイト等

を含む。)を雇用している事業者に対し、当該各号に定める額の応援金を支給する。  
ただし、1事業者当たり1回限りの支給とする。

- (1) 3人又は4人 10万円
- (2) 5人以上9人以下 30万円
- (3) 10人以上 50万円

(応援金の支給申請)

第4条 応援金の支給を受けようとする者は、飲食店応援金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡県感染拡大防止協力金の給付を受けたことが分かる書類又は福岡県感染拡大防止協力金を申請したことが分かる書類の写し
- (2) 開業届その他飯塚市内に施設を有することが分かる書類の写し
- (3) 従業員名簿(従業員の住所、氏名、生年月日及び電話番号が記載されたものに限る。)、出勤簿その他基準日において従業員を雇用していることが分かる書類の写し
- (4) 誓約書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 応援金の申請期間は、令和3年2月15日から同年3月31日までとする。

(2月8日以降要請に応じた者に係る準用規定)

第6条 第2条から前条までの規定は、基準日後において別表に掲げる福岡県知事の要請に応じ営業時間の短縮を行った施設を市内に有する者について準用する。この場合において、第2条中「令和3年2月7日」とあるのは「令和3年2月8日から同年3月7日までの間において市長が別に定める日」と、第5条中「令和3年2月15日から同年3月31日までとする」とあるのは「市長が別に定める」と読み替える。

(支給の決定)

第7条 市長は、第4条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、飲食店応援金支給決定通知書により当該申請をした者に応援金の額を通知するとともに、応援金を支給する。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対しては、応援金の支給の決定を取り消し、期限を定めて応援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 応援金の申請等に必要な様式は、市長が別に定める。

第11条 この告示に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月15日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

対象施設	要請内容
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第14号に該当する施設。ただし、専ら宅配又はテイクアウトサービスにより提供するものを除く。	営業時間は、午前5時から午後8時まで。 酒類の提供は、午前11時から午後7時まで。
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第11号に該当する施設。ただし、インターネットカフェ及び漫画喫茶を除く。	